

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律  
（平成二十二年五月三日法律第百四十一号）

**第一条** 独立行政法人原子力安全基盤機構の角質並てはその資産及び債務の承継

**(独立行政法人通則法の特例)**  
**第二条** 機構の解散の日の前日を含む事業年度（同日が三月三十一日である場合の当該事業年度を除く。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。附則第十五條を除き、以下「通則法」という。）第三十六条第一項の規定にかかわらず、機構の解散の日の前日に終わるものとする。

する中期目標の期間をいう。以下同じ。」は、機構の解散の日の前日に終わるものとする。

3 機構の解散の日前日を含む事業年度における業務の実績及び同日を含む中期目標の期間における業務の実績については、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ該各号に定める大

臣又は委員会が、従前の例により評価を受けるものとし、当該評価に係る通則法第三十二条第三項（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告については、それぞれ当該大臣又は委員会に対してなされるものとする。この場合において、通則法第三十二条第一項、同条第三項から第五項まで（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）及び通則法第三十四条第一項中「評価委員会」とあるのは、「旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会」とする。

二 障害第二条の規定による廢止前の独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第百七十九号)以下「旧法子」という。第十三条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務内閣総理大臣及び原子力規制委員会機構の解散の日を含む四月一日を期して同法第三二三条の規定による事務取扱書

機構の解散の日の前日を含む中其目標の其間に係る通貿法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、前項各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣又は委員会が、従前の例に沿つて行うものとする。

（核規の解説）の日の前日をも含む三月度に亘る運送業者第三十二条第一項及び第三十三条第一項の規定に、（規制の範囲）の規制の範囲に該当する事務諸表等に係る立行政法人が行なわなければならぬとされる行為は、原子力規制委員会が従前例により行うものとする。この場合において、通則法第三百八十三条第三項中「評価委員会」とあるのによ、「独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会」とする。

6 通則法第三十五条の規定は、機構の解散の日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

**第三条** 第一条の規定により機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
**(政令への委任)**

（施行期日）  
第一回 去年は、八月の日が記章にて用ひ置きな、範囲をこうへん、文書をもつて、

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を経過した後において、施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十二条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

**第二条** 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止する。

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止)

**第三条** 原子力規制委員会職員の採用  
原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）が、機構の職員である者のうちから、原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の職員（以下「原子力規制委員会職員」）

第八十二条。以下「原子力安全基盤機構解散法」という。)附則第五条第一項に規定する特別の手当のうち俸給月額に相当するものを含み」と、「同条の規定による俸給」とあるのは「平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給及び原子力安全基盤機構解散法附則第五条第一項に規定する特別の手当のうち俸給月額に相当するもの」と、同条第二項第一号中「一 傅給の特別調整額」とあるのは「一 傅給の特別調整額(原子力安全基盤機構解散法附則第五条第一項に規定する特別の手当のうち俸給の特別調整額に相当するものを含む。以下同じ。)」とする。

**第六条** 原子力規制委員会職員となつた者(施行日の前日において国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員に相当する機構の職員であつた者に限る。)の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員(同項に規定する職員に相当するものに限る。)としての引き続いた在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

**第七条** 施行日の前日において健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができる者であつた機構の職員で、施行日に内閣共済組合(国家公務員共済組合法(昭和三十年法律第百二十八号)第百二十四条の三の規定により読み替えられた同法第三条第一項の規定により内閣(環境省を含む。)に属する職員並びに独立行政法人国立公文書館及び独立行政法人国立環境研究所の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。)の組合員となつた者(原子力規制委員会職員となつた者に限る。)に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間(機構の職員であつた間に限る。)内閣共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の廃止に伴う経過措置)

**第九条** 機構の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

**第十条** この法律の施行の際現に旧法附則第四条第三項に該当する者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

**第十一条** 施行日前にした行為及び附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令等への委任)

**第十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

(調整規定)

**第二十二条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)の施行の日前である場合は、附則第二十条のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第百五十九条の四の次に一条を加える改正規定中「附則第百五十九条の四」とあるのは、「附則第百五十九条の三」と、「第百五十九条の五」とあるのは「第百五十九条の四」とする。

2 前項の場合において、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律附則第二条のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第百五十九条の三の次に一条を加える改正規定中「附則第百五十九条の三」とあるのは「附則第百五十九条の四」と、「第百五十九条の四」とあるのは「第百五十九条の五」とする。

**附則** (平成二四年八月二日法律第六三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次余並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定 公布の日  
(その他の経過措置の政令への委任)

**第一百六十条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。